

事務連絡
令和2年3月4日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿
北海道開発局農業水産部農業設計課長 殿
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農村振興局整備部設計課
課長補佐（積算基準班）
課長補佐（施工基準班）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の一時中止措置等の解釈及び打合せ・検査の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う直轄工事及び業務の一時中止措置等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け元予第2076号大臣官房参事官（経理）通知。以下「通知」という。）において取扱いを定められたところであるが、通知の解釈及び受発注者間の打合せ、検査の対応について、下記のとおり取り扱うこととするので、適切に対応されたい。

記

1 通知1.（1）の解釈

（1）令和2年2月27日に、内閣総理大臣から全国全ての小学校等について臨時休校を行うよう要請する発言があったところであるが、工事又は業務（以下「工事等」という。）の一時中止や設計図書の変更（以下「一時中止等」という。）を行う場合には、作業従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、作業従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等が必要となる場合を含むものとする。

（2）受注者から完成及び完了の通知（以下「完成通知等」という。）を受けた工事等については、受注者に対し、検査期限内に検査を受検することが可能か聞き取りを行い、検査の受検が困難な場合は、提出済みの完成通知等は無効として取り扱うことを伝え、検査の受検が可能となった時点で、改めて完成通知等を提出させた上で、検査を実施するものとする。

なお、受注者の意向を確認した結果及び経緯について記録し、契約関係図書と合わせて保管するものとする。

2 受発注者間の打合せ、検査の対応

受発注者間の打合せ、検査の実施に当たっては、情報通信設備の状況を踏まえつつ、受発注者間で協議の上、可能な限り web 会議を活用するなど、感染拡大防止に努めるものとする。

やむを得ず従来の対面による打合せ、検査を実施する場合には、予め受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い会議室等での実施やマスク着用を推奨するなど、感染が拡大しないよう対策を徹底するものとする。

また、従来の対面による検査を実施した場合には、検査に出席した受発注者の氏名を記録し、確実に保管するものとする。